(五)　登録実践研修機関

(1)　文部科学大臣は、その登録を受けた者（以下「登録実践研修機関」という。）に、実践研修の実施に関する事務（以下「研修事務」という。）の全部又は一部を行わせることができるものとした。（第四五条第一項関係）

(2)　文部科学大臣は、登録実践研修機関に研修事務の全部又は一部を行わせるときは、当該研修事務の全部又は一部を行わないものとした。（第四五条第二項関係）

(3)　登録実践研修機関が研修事務を行う場合においては、登録実践研修機関が行う実践研修を受けようとする者は、㈢の(2)の規定にかかわらず、政令で定めるところにより登録実践研修機関が文部科学大臣の認可を受けて定める額の手数料を当該登録実践研修機関に納付しなければならないものとし、この場合において、納付された手数料は、当該登録実践研修機関の収入とすることとした。（第六〇条関係）

(4)　その他登録実践研修機関について登録の要件等の所要の規定を設けることとした。（第四六条～第五九条関係）

(六)　登録日本語教員養成機関

養成課程を実施しようとする者は、申請により、文部科学大臣の登録を受けることができるものとし、当該登録の要件等の所要の規定を設けることとした。（第六一条～第六六条関係）

4　罰則

罰則について所要の規定を設けることとした。（第六七条～第七四条関係）

5　附則

(一)　この法律の施行に関し必要な経過措置を設けることとした。（附則第二条及び第三条関係）

(二)　㈠に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとした。（附則第四条関係）

(三)　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定について、その施行の状況等を勘案して検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（附則第五条関係）

(四)　この法律の施行に関し、文部科学省設置法について所要の改正を行うものとした。（附則第六条関係）

(五)　この法律は、令和六年四月一日から施行するものとした。ただし、㈡の規定は、公布の日から施行するものとした。

◇海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第一九六号）（国土交通省）

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二四号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は令和五年六月一一日とし、同条第三号に掲げる規定の施行期日は同年七月一日とすることとした。

◇海上運送法施行令及び船員法関係手数料令の一部を改正する政令（政令第一九七号）（国土交通省）

1　海上運送法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴い、海上運送法施行令及び船員法関係手数料令について所要の規定の整理を行うこととした。（第一条及び第二条関係）

2　この政令は、海上運送法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和五年七月一日）から施行することとした。

◇電気通信事業法施行令の一部を改正する政令（政令第一九八号）（総務省）

1　電気通信事業法（昭和五九年法律第八六号）第一一〇条の五第一項の規定に基づき、所要の規定の整備を行うこととした。（第五条及び第五条の二関係）

2　この政令は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和四年法律第七〇号）の施行の日（令和五年六月一六日）から施行することとした。

◇歯科医師法施行令の一部を改正する政令（政令第一九九号）（厚生労働省）

1　大学が行う臨床実習において、歯学を専攻する学生が行うことができない歯科医業は、処方箋の交付とすることとした。（第一三条関係）

2　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

法律

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御名御璽

令和五年六月二日

内閣総理大臣　岸田　文雄

法律第三十九号

遊漁船業の適正化に関する法律の一部を改正する法律

遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十九条」を「第二十三条」に、「遊漁船業団体（第二十条―第二十三条）」を「遊漁船業団体等（第二十四条―第二十八条）」に、「第二十四条―第三十三条」を「第三十三条―第三十八条」に改める。

第一条中「促進すること」の下に「等」を加える。

第三条第二項中「ごと」の下に「この法律及びこの法律に基づく命令の規定並びにこの法律の規定に基づく処分の遵守の状況が不良な者にあつては、当該遵守の状況を考慮して四年以内において政令で定める期間ごと」を加え、同条第三項中「登録の有効期間」を「有効期間」に改める。

第四条第一項中「遊漁船業者の登録」を「登録」に改め、同条第二項中「遊漁船業者の登録を受けようとする者が第六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他農林水産省令で定める」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一　登録を受けようとする者が第六条第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面

二　遊漁船業の実施に関する規程（以下「業務規程」という。）

三　その他農林水産省令で定める書類

第四条に次の一項を加える。

3　業務規程には、利用者の安全管理に係る体制、業務の適正な運営を図るための従業者に対する教育の実施に関する事項その他の利用者の安全の確保及び利益の保護並びに漁場の安定的な利用関係の確保に関する農林水産省令で定める事項を定めなければならない。

第五条第一項中「登録しなければ」を「記載して、登録をしなければ」に改め、同項第二号中「及び」を「及び有効期間の満了の日並びに」に改め、同条第二項中「前項の規定による」を削る。

第六条第一項中「遊漁船業者の登録」を「登録」に改め、同項第一号及び第二号中「第十九条第一項」を「第二十一条第一項」に、「二年」を「五年」に改め、同項中第九号を第十五号とし、第八号を第十四号とし、同項第七号中「から第五号まで」を「、第二号又は第四号から第十号まで」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の一号を加える。

十三　暴力団員等がその事業活動を支配する者

第六条第一項第六号中「前各号」の下に「（第三号を除く。）」を加え、同号を同項第十一号とし、同項第五号中「」又は」を「」若しくは」に改め、「含む。）」の下に「又は船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十七条の二第一項、第百十七条の三第一項、第百十七条の四第一項、第百十八条第一項、第百十八条の二から第百十八条の四まで若しくは第百十八条の五第一項」を加え、「二年」を「五年」に改め、同号を同項第九号とし、同号の次に次の一号を加える。

十　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第十三号において「暴力団員等」という。）